

事件名	子の氏の変更許可	
申立権者	子（子が15歳未満のときはその法定代理人）	
管轄	子（複数の子が申し立てる場合はそのうちの1人）の住所地の家庭裁判所	
申立費用 (郵便切手が不足した場合には追加をお願いする場合があります。)	【必要書類等】	【購入先・請求先】
	子1人につき <input type="checkbox"/> 収入印紙 800円分 <input type="checkbox"/> 郵便切手 84円×(申立人の数) ※ 継父(母)の戸籍に入籍するなどの場合 84円×5枚	郵便局など
添付書類 (必要に応じてこれ以外の書類を提出していただく場合があります。)	<input type="checkbox"/> 子の戸籍謄本(全部事項証明書) ※ 写しでの提出も可能です。 <input type="checkbox"/> 母(又は父)の戸籍謄本(全部事項証明書) ※ 父母の離婚の場合、離婚の記載のあるもの ※ 現在の戸籍謄本に離婚の記載がないときは、現在の戸籍謄本のほかに離婚の記載のある除籍謄本等も必要です。 ※ 写しでの提出も可能です。 ※ 入籍先の戸籍に15歳以上の同居者があるなど、特定の場合 <input type="checkbox"/> 同意書	本籍地の市区町村役場 (ただし、戸籍の請求者との関係によっては最寄りの市区町村役場で請求できる場合がありますので、詳しくは市区町村役場にお問い合わせください。) (例：請求者本人分)
申立後の進行	申立書受付後、担当者において書類を審査し、必要に応じて裁判所で事情をお聴きしたり、書面による照会をしたり、調査をしたりします。 (審理期間のめやすは、10日程度です。)	
問い合わせ先	岡山家庭裁判所 (本庁受付係) 〒700-0807 岡山市北区南方1-8-42 TEL 086-222-4168 (倉敷支部) 〒710-8558 倉敷市幸町3-33 TEL 086-422-1393 (新見支部) 〒718-0011 新見市新見1222 TEL 0867-72-0042 (津山支部) 〒708-0051 津山市椿高下52 TEL 0868-22-9327 (玉野出張所) 〒706-0011 玉野市宇野2-2-1 TEL 0863-21-2908 (児島出張所) 〒711-0911 倉敷市児島小川1-4-14 TEL 086-473-1400 (玉島出張所) 〒713-8102 倉敷市玉島1-2-43 TEL 086-522-3074 (笠岡出張所) 〒714-0081 笠岡市笠岡1732 TEL 0865-62-2234 ※ 笠岡出張所は受付のみ行い、その後の手続は倉敷支部で進められます。倉敷支部での受付も可能です。	